明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|---|---|
| 二百三十六 | （略） |
| 二百三十七 | メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三―フェニルプロパノアート及びその塩類 |
| 二百三十八 | （略） |
| 二百三十九～二百八十一 | （略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

| | |
|---|---|
| 二百三十四 | メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類<br>（新設） |
| 二百三十五 | メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類 |
| 二百三十六～二百七十八 | （略） |

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）